## 登録等証明取扱規則

## (平成二十二年九月十七日規則第百四十三号)

改正 平成二二年一〇月二〇日

同 二四年 三月一五日

同 二六年 六月一九日

同 二六年一二月一八日

令和 三年 六月一八日

自的

び準会員 国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国 条 .事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。) 及 この規則は、 (以下「会員」と総称する。) 並びに会員であ 弁護士、弁護士法人、特別会員、外 1 -

法

(証明事項)

要な事項を定めることを目的とする。

った者の登録に関する事項の証明の取扱いについて、必

第二条 士名簿、 会員又は会員であった者に対し、本会に備えた弁護士名 弁護士法人名簿、 日本弁護士連合会(以下「本会」という。)は 外国法事務弁護士法人名簿、 沖縄弁護士名簿、 共同法人名簿又は 外国法事務弁護

> 載され、 去のものを含む。 員であった者に関して記載され、又は記録された事項(過 準会員名簿(以下「名簿」という。)に当該会員又は会 証明することができる。 又は記録された事項から直ちに導かれる事項を 以下同じ。)並びに登録期間その他記

(申請)

第三条 を経て、本会に対し、前条に規定する名簿の記載事項等 取消しの時に所属していた弁護士会をいう。以下同じ。) 所属弁護士会(会員であった者にあっては、最後の登録 二)に証明を求める事項その他の所定の事項を記入して、 国法事務弁護士法人及び共同法人にあっては、別記様式 とする会員又は会員であった者(以下「申請者」という。) 交付を申請しなければならない。 についての証明書 登録等証明書交付願 前条に規定する名簿の記載事項等の証明を得よう ( 以 下 (別記様式一。弁護士法人、外 「登録等証明書」という。)の

(登録等証明書の発行)

第四条 書を発行する 請者に対し、それぞれの別を明らかにして、 本会は、 前条に規定する申請があったときは、 登録等証 申

2 前項に規定する事務は、 会長が掌理する。

(手数料)

第五条 して納付しなければならない。 証明書の発行手数料を、 申請者は、 第三条に規定する申請の時に、 所属弁護士会を経て、本会に対 登録等

(会長への委任

第六条 会長は、 前条の発行手数料等この規則の実施に関

し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、 平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日改正)

第三条並びに別記様式一及び別記様式二の改正規定は - 3 -

平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一五日改正)

第四条第二項並びに別記様式一及び別記様式二の改正規

定は、 平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一九日改正)

第 一条の改正規定は、 平成二十六年七月一日から施行す

三号)

る

附 則 (平成二六年一二月一八日規則第一六五号

国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

する規則 別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関 第一 条、 第二条、 第三条、 第四

様式一、 様式二改正) 抄

二十九号) る特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 この規則は、 の施行の日から施行する。 外国弁護士による法律事務の取扱いに関す (後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創

いに関する特別措置法の一部改正に伴う規

設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

則の整備に関する規則 第一 条、

第三条、 様式一、様式二改正

る特別措置法の この規則は、 第二条の規定の施行の日から施行する。 外国弁護士による法律事務の取扱いに関す 一部を改正する法律 (令和二年 法律第三十

(令和四年政令第四 号で令和四年一一月一日 か

ら施行)

## 登録等証明書交付願

年	月	日

日本弁護士連合会 会長 殿

申請者氏名 (※職務上の氏名を使 事務所の所在場		即、)
電話番号	( )	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

下記のとおり登録等証明書を交付願います。

区分(○印を付す。)	1 会員 2 会員であったもの
所属弁護士会	(会員であったものは、最後の登録取消しの時に所属していた弁護士会) 弁護士会
登 録 番 号	第    号 生年月日  年 月 日生
氏 名	
職務上の氏名	
氏 名 の 記 載 (○印を付す。)	<ul><li>1 氏名のみ</li><li>2 職務上の氏名のみ</li><li>3 氏名及び職務上の氏名の併記</li></ul>
証明を要する事項(○印を付す。)	<ul> <li>1 弁護士名簿又は外国法事務弁護士名簿に登録されている者であること。</li> <li>2 弁護士法第57条又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第84条に規定する懲戒の処分を受けたことがない者であること。</li> <li>3 その他()</li> </ul>
記載を要する事項 (○印を付す。)	1 自宅住所 2 生年月日
証明書の種類	和文通 · 英文通

\*英文の証明書を希望する場合は、下記にローマ字表記を記入してください。

氏 名	
事務所の所在場所	
*下記は記載を希望する場合のみ	
職務上の氏名	
自 宅 住 所	

## 登録等証明書交付願

法人名称

年 月 日

日	本	弁	護	士	連	合	会
	会	長		殿			

法

人 名

事務所名称

事務所の所在場所

称

(代表) 社員	[ ]			
(※職務上の氏名	るを使用している場合は職務上の氏名を記載してください。)			
所在場所				
電話番号 ( ) ( )				
下記のとおり登録等証明書を交付願い	、ます。			
区分(○印を付す。) 1 会員	2 会員であったもの			
主たる事務所の所在する地域におい	ハて			
所属する弁護士会	弁 護 士 会			
(会員であったものは、最後の退会の時に所属していた弁護=	士会)			
  届出番号 第	号			
法 人 名 称				
1 弁護士法人	名簿、外国法事務弁護士法人名簿又は			
共同法人名	i 簿に登録されている者であること。			
2 弁護士法第	557条又は外国弁護士による法律事務			
の取扱い等	に関する法律第84条若しくは第93			
まのまましてまま	る懲戒の処分を受けたことがない者で			
(○印を付す。) あること。				
3 その他				
	)			
	J			
証明書の種類 和文	通・英文通			
k 茁立の証明書を委望する場合は 下	記にローマ字表記を記入してください			